4

(一) 雑則

一方の締約国の権限のある当局等から他方の締約国の権限のある当局等に伝達された個人に関する情報は、この協定等を実施する目的のためにのみ使用し、個人情報の秘密の保護のための法律及び規則により規律される。（第二二条関係）

(二) 協定の解釈等についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。（第二四条関係）

(三) 協定は、効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。協定の実施に当たっては、協定の効力発生前の保険期間等についても考慮する。協定の効力発生前から一方の締約国内で就労していた者については、協定の効力発生の日に派遣の期間又は自営活動の期間が開始したものとみなす。（第二六条関係）

(四) 協定は、両締約国が、効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができ、協定は、終了の通告が行われた月の後一二箇月目の月の末日まで効力を有する。（第二七条及び第二八条関係）

条約

社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十一月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第十三号

社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定

日本国及びフィンランド共和国は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、

次のとおり協定した。

第一部　総則

第一条　定義

1　この協定の適用上、

(a)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はフィンランド共和国をいう。

(b)　「フィンランド」とは、フィンランド共和国をいう。

(c)　「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

フィンランドについては、フィンランドの国籍法にいうフィンランド国民

(d)　「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の制度に関する日本国の法律及び規則

フィンランドについては、次条2に掲げるフィンランドの制度に関するフィンランドの法律及び規則

(e)　「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の制度を管轄する政府機関

フィンランドについては、社会保健省

(f)　「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

フィンランドについては、次条2に掲げるフィンランドの制度の実施に責任を有する機関

(g)　「保険期間」とは、次の期間をいう。

日本国については、日本国の法令のうち次条1(a)に掲げる日本国の年金制度に関するものによる保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際し当該法令に基づいて考慮されるその他の期間。ただし、社会保障に関する他の協定であってこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。

フィンランドについては、所得比例年金制度における保険料納付期間又は保険料納付期間と同等のものと認められるその他の期間

(h)　「給付」とは、一方の締約国の年金制度の下での年金その他の現金給付をいう。

2　この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。